

「みんなにやさしい介護のプロを目指す」プロジェクト認証及び表彰要綱

制定 平成 30 年 12 月 11 日 健介事第 1130 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 7 月 1 日 健介事第 284 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業所の取組を評価し、その取組を他の事業所へも広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ることを目的とした「みんなにやさしい介護のプロを目指す」プロジェクト認証及び表彰（以下「認証及び表彰」という。）について、必要な事項を定める。

（対象等）

第 2 条 認証及び表彰の対象は、横浜市内に所在する介護保険法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。）を行う事業所とする。

- 2 当該年度に認証及び表彰の対象となる事業所は、前項に規定する地域密着型サービスのうち、別に健康福祉局長が決定したサービス種別の事業所とする。
- 3 前項の認証及び表彰の対象となるためには、事業所が「みんなにやさしい介護のプロを目指す」プロジェクトに参加することを条件とする。

（プロジェクトへの参加方法）

第 3 条 前条第 3 項の参加は、別に定める期間に、当該事業所が主体的にエントリーして行うものとする。

- 2 エントリーの方法は、電子申請又は電子メール若しくは郵送とする。

（被認証事業所の決定）

第 4 条 市長は、エントリーを行った事業所の中から、別表の審査基準により適当と認めるものを被認証事業所として決定する。

被認証事業所は、高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している事業所のうち、「みんなにやさしい介護のプロを目指す」プロジェクトに参加し、今後も高齢者の自立支援に取り組む意欲があると認められる事業所とする。

- 2 前項の認証事業所のうち、特に優秀と認められる事業所を表彰する。
- 3 第 1 項及び第 2 項の決定にあたっては、横浜市介護保険条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 27 号）及び横浜市介護保険条例等施行規則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 44 号）に定める横浜市介護保険運営協議会地域密着型サービス運営部会の意見を反映させるものとする。

（認証及び表彰の時期）

第 5 条 認証及び表彰は原則として毎年度 1 回行うものとし、その期日は別に定める。

（認証及び表彰の方法）

第 6 条 認証は、認定証の授与により行い、表彰は、表彰状の授与により行う。

（認証の有効期間）

第 7 条 認証の有効期間は、認証の日が属する年度から 3 年後の年度の末日とする。

（認証の辞退等）

第 8 条 被認証事業所は、次のいずれかに該当する場合は、認証事業所の名称、代表者の氏名及び所在地並びに該当理由を記載した書面に認定証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 認証を辞退しようとするとき
- (2) 被認証事業所を廃止したとき

2 ただし、前項第2号において、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 合併による法人の名称変更に伴う事業所の廃止及び新規指定の手続きを行った場合
- (2) その他、市長が認めた場合

(認証の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。取消を行った場合、その旨を公表するとともに認定証の返還を求めるものとする。

- (1) 認証が不相当と認めたとき
- (2) 第2条第1項に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- (4) 認証事業所が指導監査において、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けたとき
- (5) その他、市長が必要と認めたとき

(プロジェクトへの再度の参加)

第10条 第8条により認証を辞退した事業所は、再度プロジェクトに参加することができる。

ただし、前条第3号及び第4号に該当する場合、並びにその他市長がプロジェクトに参加することを適当としないと判断した場合は、前条による取消を受けた日から起算して3年間は申請することができない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認証及び表彰の実施について必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

令和元年度の地域密着型通所介護に係る被認証事業所の認証有効期間は、令和3年度末日までとする。

別表（第4条）

項目	内容
I 基本情報	人員、設備、運営基準等に適合しているか。
II 能力を適切に発揮できる自立支援について	全ての利用者に対して有効と考えられるか。本人の意思が尊重されており、本人が現に有する能力（潜在的なものを含む）が見極められた取組であるか。また、「環境整備」や「能力を引き出す関わり（機能訓練・介助）」を行っているか。
III サービス提供中の活動について	多様なプログラムを用意しているとともに、利用者が自らプログラムを選択できるよう支援しているか。また、利用者の日常生活の自立につながるようなケアができているか。
IV サービス計画について	自立支援の視点を踏まえたアセスメント、個々の利用者に対応した目標設定及び計画の内容、身体面だけではなく、精神面や社会面も踏まえた多角的な計画となっているか。
V 利用者・利用者家族・地域とのコミュニケーションを図る取組について	利用者家族や地域住民等と積極的に情報共有を図っているか。また、利用者や利用者家族等に対して日常生活における自立支援のためのアドバイスなどを行っているか。
VI 職員のスキルアップや定着への取組について	職員がやりがいを持ち、いきいきと主体的に活動できるよう工夫しているか。職員は介護技術のスキルアップを図る外部の研修等に参加できているか。 日ごろからスタッフが思っていること等を引き出せるような工夫がされており、職員の定着率向上が見込まれる取組がされているか。
VII その他	「みんなにやさしい介護のプロを目指す」プロジェクトに参加し、今後も未達成の項目の達成など自立支援に取り組む意欲があるか。